

令和3年度委員会開催状況

| 開催日 | | 議 題 | |
|-----|-----------|---|------|
| 第1回 | 令和3年4月7日 | ○ 委員長の選挙について | |
| | | ○ 委員長職務代理者の指定について | |
| | | ○ 大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者の選任について | 議案 |
| | | ○ 大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙において設置するポスター掲示場の総数の減数について | 議案 |
| | | ○ 選挙を同時に行うかどうかの決定について | 議案 |
| | | 〔出席委員〕 遠藤委員長、菅野委員、瀬田委員、稲田委員 〔事務局〕 事務局長、事務局次長、主任主査、書記 〔審議結果〕 指名推せんによる委員長選挙の結果、遠藤委員が委員長に決定しました。 また、菅野委員が委員長職務代理者に指定されました。 各議案について審議し、原案のとおり決定されました。 | |
| 第2回 | 令和3年6月16日 | ○ 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数について（大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙 選挙時登録） | 専決報告 |
| | | ○ 令和3年4月25日執行の大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙において当選した者について | 専決報告 |
| | | ○ 令和3年4月25日執行の大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における当選証書の付与について | 専決報告 |
| | | ○ 選挙を同時に行うかどうかの決定について（5件） | 専決報告 |
| | | ○ 不在者投票のできる施設の指定について | 専決報告 |
| | | ○ 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数について | 専決報告 |
| | | ○ 大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について | 専決報告 |
| | | 〔出席委員〕 遠藤委員長、菅野委員、瀬田委員、稲田委員 〔事務局〕 事務局長、事務局次長、主幹、主任主査、書記2名 〔結果〕 専決処分の報告を行い、承認を得ました。 | |
| 第3回 | 令和3年7月19日 | ○ 選挙を同時に行うかどうかの決定について | 専決報告 |
| | | ○ 不在者投票のできる施設の指定について | 専決報告 |
| | | ○ 口頭意見陳述及び質問における補佐人の帯同について | 専決報告 |
| | | ○ 衆議院福島県小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式について | 議案 |
| | | ○ 衆議院東北選挙区比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式について | 議案 |
| | | ○ 最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式について | 議案 |
| | | 〔出席委員〕 遠藤委員長、菅野委員、瀬田委員、稲田委員 〔事務局〕 事務局長、事務局次長、主任主査、書記 〔審議結果〕 専決処分の報告を行い、承認を得ました。 また、議案について審議し、原案のとおり決定されました。 | |

令和3年度委員会開催状況

| 開催日 | | 議 題 | |
|---|------------|---|------|
| 第4回 | 令和3年8月6日 | ○ 選挙を同時に行うかどうかの決定について（2件） | 専決報告 |
| | | ○ 令和3年4月11日執行の湯川村議会議員一般選挙に係る審査の申立てに対する裁決について | 議案 |
| | | 〔出席委員〕 遠藤委員長、菅野委員、瀬田委員、稲田委員 〔事務局〕 事務局次長、主幹、主任主査、書記 〔審議結果〕 議案について審議し、原案のとおり決定されました。 | |
| 第5回 | 令和3年9月17日 | ○ 選挙を同時に行うかどうかの決定について（7件） | 専決報告 |
| | | ○ 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数について | 専決報告 |
| | | ○ 衆議院小選挙区選出議員選挙において設置するポスター掲示場の掲示区画数について | 議案 |
| | | 〔出席委員〕 遠藤委員長、菅野委員、瀬田委員、稲田委員 〔事務局〕 事務局長、事務局次長、主幹、主任主査、書記 〔審議結果〕 専決処分の報告を行い、承認を得ました。 また、議案について審議し、原案のとおり決定されました。 | |
| 第6回 | 令和3年10月15日 | ○ 不在者投票のできる施設の指定について | 専決報告 |
| | | ○ 選挙を同時に行うかどうかの決定について | 専決報告 |
| | | ○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準となる日及び登録を行う日について | 専決報告 |
| | | ○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者の選任について | 議案 |
| | | ○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補受付を受理する場所について | 議案 |
| | | ○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における諸届出を受理する場所について | 議案 |
| | | ○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時について | 議案 |
| | | ○ 衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について | 議案 |
| | | ○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所について | 議案 |
| | | ○ 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者の選任について | 議案 |
| | | ○ 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を取り扱う場所について | 議案 |
| | | ○ 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時について | 議案 |
| | | ○ 衆議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等の名称及び略称の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について | 議案 |
| | | ○ 最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会長及び審査分会長の職務を代理すべき者の選任について | 議案 |
| | | ○ 最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会の場所及び日時について | 議案 |
| | | ○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について | 議案 |
| ○ 衆議院小選挙区選出議員選挙において設置するポスター掲示場総数の減数について | 議案 | | |
| 〔出席委員〕 遠藤委員長、菅野委員、瀬田委員、稲田委員 〔事務局〕 事務局長、事務局次長、主幹、主任主査、書記 〔審議結果〕 専決処分の報告を行い、承認を得ました。 また、議案について審議し、原案のとおり決定されました。 | | | |

令和3年度委員会開催状況

| 開催日 | | 議 題 | |
|-----|-----------|---|------|
| 第7回 | 令和3年12月3日 | ○ 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数について（衆議院議員総選挙 選挙時登録） | 専決報告 |
| | | ○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について | 専決報告 |
| | | ○ 衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙に係る選挙公報の掲載順序について | 専決報告 |
| | | ○ 衆議院比例代表選出議員選挙に係る名簿届出政党等の名称及び略称の掲示の掲載の順序について | 専決報告 |
| | | ○ 衆議院小選挙区選出議員選挙に係る政見放送の日時及び順序について | 専決報告 |
| | | ○ 不在者投票のできる施設の指定について（4件） | 専決報告 |
| | | ○ 衆議院小選挙区選出議員選挙において当選した者について | 専決報告 |
| | | ○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における当選証書の付与について | 専決報告 |
| | | ○ 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数について（12月定時登録） | 専決報告 |
| | | ○ 地方公共団体の事務に関する訴訟の遂行について | 専決報告 |
| | | ○ 指定代理人について | 専決報告 |
| | | 〔出席委員〕 遠藤委員長、菅野委員、瀬田委員、稲田委員 〔事務局〕 事務局長、事務局次長、主幹、主任主査、書記 〔結果〕 専決処分の報告を行い、承認を得ました。 | |
| 第8回 | 令和4年1月12日 | ○ 選挙を同時に行うかどうかの決定について（3件） | 専決報告 |
| | | 〔出席委員〕 遠藤委員長、菅野委員、稲田委員 〔事務局〕 事務局長、事務局次長、主任主査、書記 〔結果〕 専決処分の報告を行い、承認を得ました。 | |
| 第9回 | 令和4年3月28日 | ○ 選挙を同時に行うかどうかの決定について（4件） | 専決報告 |
| | | ○ 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数について（3月定時登録） | 専決報告 |
| | | ○ 地方公共団体の事務に関する訴訟の遂行について | 専決報告 |
| | | ○ 不在者投票のできる施設の指定について | 専決報告 |
| | | ○ 選挙を同時に行うかどうかの決定について | 議案 |
| | | 〔出席委員〕 遠藤委員長、菅野委員、瀬田委員、稲田委員 〔事務局〕 事務局長、主幹、主任主査、書記 〔審議結果〕 専決処分の報告を行い、承認を得ました。 また、議案について審議し、原案のとおり決定されました。 | |